

令和2年第11回雫石町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和2年11月20日(金) 午後2時
- 2 開催場所 雫石町役場3階大会議室
- 3 出席した委員

農業委員

- 1 番 岡 森 喜与一
- 2 番 上和野 忠 一
- 3 番 一本木 孝 久
- 4 番 山 本 長 栄
- 5 番 上 野 哲
- 6 番 小赤澤 悦 子
- 7 番 佐々木 秀 子
- 8 番 新 田 善 男
- 9 番 木 村 正 美
- 10 番 諏 訪 剛 郎
- 11 番 八丁野 よし子

農地利用最適化推進委員

- 雫 石 小谷地 明 弘
- 雫 石 長 坂 則 雄
- 雫 石 細 川 仁
- 雫 石 田 村 國 彦
- 御 所 藤 本 伸
- 御 所 米 澤 正 記
- 御 所 川 口 英 敏
- 御 所 細 川 健 一
- 西 山 高 橋 浩 之
- 西 山 野々村 正 男
- 西 山 櫻 田 一 夫
- 西 山 葛根田 善 栄
- 御明神 伊 藤 庄 一
- 御明神 林 尻 勇 人
- 御明神 中 村 守 男
- 御明神 石 塚 正 美
- 御明神 横 欠 初 男

4 欠席した委員

農地利用最適化推進委員 西山 岡本 忠美

5 議事日程

第1 会議録署名人及び書記の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第5 議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

第6 議案第4号 農用地利用配分計画の案に対する意見決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上 村 光 俊

主 査 高 橋 直 也

主 査 上 路 里 子

開会時刻 午後2時00分

議長

ただ今の出席議員は、農業委員11名、推進委員17名、計28名であります。雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

これより令和2年第11回雫石町農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでありますので、朗読を省略いたします。

諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

上村事務局長

(資料に基づき説明)

議長

ただ今事務局から説明がありました。今回の現地確認委員につきましては2番、上和野忠一委員、5番、上野哲委員、田村國彦推進委員、野々村正男推進委員、林尻勇人推進委員が行っております。

農地転用許可における完了報告書提出に係る現地調査報告について、番号1を田村國彦推進委員をお願いします。

田村 推進委員

雫石地区、田村です。番号1について調査報告をいたします。場所は7ページにあります『農転完了：〇〇』となっているところで、〇〇から西へ約150mに位置する場所です。こちらは〇〇を新築する目的で申請され、本年2月の総会で審議し本年10月に完了ということで、現地を確認したところ〇〇が新築され、それに伴う〇〇も整備されており、転用目的のとおり利用されていることを確認しました。以上で報告といたします。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。これに質問などございますか。

(なし)

議長

その他諸般の報告全般について、質問などございますか。

(なし)

議長

なければ、これで諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、雫石町農業委員会規則第13条の規定により、当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には4番、山本長栄委員、5番、上野哲委員、書記には事務局の高橋主査、上路主査を指名します。

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。この総会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただ今上程されました議案について説明いたします。2ページをお開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをご覧ください。許可申請事項について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する、畑1筆、面積1,099㎡について、〇〇に贈与しようとするものであります。本案件に係る調査書を4ページに添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと思われまゝ。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。以上で説明とさせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、現地確認全般を2番、上和野忠一委員、番号1を野々村正男推進委員にお願いします。

2番 上和野委員 2番、上和野です。現地調査全般についてご報告いたします。

11月16日、第4班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。すべての案件につきまして、譲受人または借受人にかかる申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、地域に及ぼす影響については、一般的な栽培計画、利用計画であることか

ら、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。調査全般についての報告は以上です。

野々村 推進委員

西山地区、野々村です。番号1についてご報告いたします。

場所は13ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっていて、〇〇から北西へ約750m向かった場所に位置します。詳細な位置などは別冊資料の1～2ページをご覧ください。本件は土地の贈与による無償移転ですが、〇〇さんが農業を辞めることから農地を手放したいとのことで〇〇さんへ相談し、〇〇さんが要望を受けたことから、お互いの合意により贈与するものだと聞いております。現地は綺麗に耕起され適切に保安全管理されており、贈与後は野菜畑として利用する計画ですので問題ないものと思われま。以上で報告といたします。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番 木村委員

9番、木村です。〇〇さんが今までは11アールの経営をしているようですが、野菜は何の野菜を作付けしているのかなと言うのが一つ。もう一つは〇〇さんが63.1アールを耕作しているようですがけれども、この土地はこの近くにある土地なのか。盛岡市にある土地なのか、そこら辺を教えてくださいたいと思います。

高橋主査

〇〇さんが栽培してる野菜ですけれども、現地確認の際しっかり畑として管理しておりまして、収穫した後だったので状況は分かりませんでした。ただそのまま〇〇さんがキュウリ、ジャガイモ、ネギ等ということで栽培する計画となっております。

次に〇〇さんの耕作地ですけれども、総会案件資料の2ページをご覧ください。今〇〇が贈与にあるんですけれども、全部この近くにあります。一つは南側の〇〇、あとは通路状になっております〇〇、あとは東側に〇〇があります。この3筆が〇〇さんの所有農地全てでございます。

議長

ほかにございませんか。

委員

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただ今上程されました議案について説明いたします。5ページをお開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをご覧ください。許可申請事項について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する、田1筆、面積2,622㎡について、〇〇整備のため子の〇〇が代表取締役を務める〇〇と、使用貸借しようとするものであります。本件について、農振法に規定する農用区域内の農地であります。同法の農用地利用計画において農業用施設用地に指定されていることから、農地転用許可基準を満たしているものと思われま。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。以上で説明とさせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に本案件の現地確認委員の報告について、番号1を林尻勇人推進委員にお願いします。

林尻 推進委員 御明神地区、林尻です。番号1についてご報告いたします。

場所は14ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から西へ約850m向かった場所に位置します。詳細な位置などは別冊資料の3～7ページをご覧ください。本件は〇〇さんから、子の〇〇さんが代表取締役を務める〇〇へ、〇〇に転用をするために申請がされたものです。事業計画からは特段問題はないものと思われま。現地を確認したところ現在は稲刈りを終えた状況でしたが、隣接地には以前転用した〇〇が建築されており、周囲に与える影響も少ないことから問題ないものと見て参りました。なお、事前着工はありませんでした。以上で報告といたします。

議長 現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番 新田委員 8番、新田です。申請地の西側の方の〇〇、〇〇というのは〇〇さんの土地なのでしょうか。

高橋主査 こちらも〇〇さんの所有地になっております。こちらにつきましては平成30年度に〇〇を建てた場所になっております。

議長 ほかにございませんか。

委員 (なし)

議長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただ今上程されました議案について説明いたします。7ページをお開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをご覧ください。始めに所有権移転の計画内容について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する、田1筆、面積1,340㎡について、〇〇と売買しようとするものであります。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

次のページをお開き願います。続きまして、利用権設定の計画内容について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する、田7筆、面積計8,656㎡について〇〇と。

番号2、〇〇が所有する、田3筆、面積計14,808㎡について〇〇と。

番号3、〇〇が所有する、田5筆、面積計14,163㎡について

〇〇と。

番号4、〇〇が所有する、田2筆、面積計3,418㎡について〇〇と、それぞれ新規に利用権を設定するものであります。いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。以上で説明とさせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりました。本案件の現地確認委員の報告について、所有権移転の番号1を5番、上野哲委員にお願いします。

5番 上野委員

5番、上野です。場所は14ページにあります『利用集積：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇に隣接する場所です。詳細な位置などは別冊資料の8～9ページをご覧ください。本件は土地の売買による有償移転ですが、以前より所有者の〇〇さんと〇〇の代表取締役である〇〇さんとの間で農地の所有権移転の相談をしており、今回の申請になったということです。現地は牧草畑として適正に管理されており、売買後は〇〇が規模拡大を図る目的で〇〇用地として利用する計画であり、問題ないものと思われれます。以上で報告といたします。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ここで農地利用最適化推進委員の意見を求めるところでありますが、新型コロナウイルス感染症予防対策として総会開催時間の短縮を図るため、農地利用最適化推進委員の意見については省略いたします。

ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第4号、農用地利用配分計画の案に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただ今上程されました議案について説明いたします。11ページをお開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをご覧ください。本案件は農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の案であり、農地中間管理機構として利用権を保有する公益社団法人岩手県農業公社が、担い手へ利用権の設定を行うものでありますので、所有者の氏名を省略し、利用権の設定を受けるものについて説明いたします。

番号1、田6筆、面積11,882㎡を、〇〇に農地中間管理機構である公益社団法人岩手県農業公社が利用権を設定しようとするものであります。本案件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると思われれます。以上で説明とさせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。
質疑ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第4号、農用地利用配分計画の案に対する意見決定について、可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「挙手多数」

議 長

挙手多数であります。よって議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会時刻 午後2時35分

以上が令和2年11月20日、雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 2 年 11 月 20 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 4 番

5 番
